第2号様式(第5条関係)

相模原市長 あて

記載例

〇年 〇月 〇日

住 所 〒252-0000

相模原市○区○○1丁目-2-3

名 称 及 び 株式会社○○製作所

代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

誓 約 事 項

私は、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の変更の認定を受けるに当たって、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 私は市税の滞納はありません。また、市税に関する課税及び納税状況について市が官公署に報告を求めることについて承諾します。
- 2 私は相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4 号に定める暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものではありません。
- 3 2に違反したときには、市長が行う先端設備等導入計画の不認定又は認定の取消しについて異議を 述べません。
- 4 先端設備等導入計画の認定を受けるに当たり、市が行うアンケート調査、企業訪問調査、その他先端 設備等導入計画に関連する事項に関する調査について承諾します。
- 5 下記について相違ありません。

【次の項目について確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線を記入)。】

固定資産税の特例について

確認項目					
先端設備等の導入に係る固定資産税の課税の特例割合(ゼロ)の適用を受ける(申告する)か。 申告する場合は✓→	✓				
対象となる中小企業者等(資本金1億円以下の法人、常時使用する従業員1,000人以下の個人事業主等)であるか。	√				
賦課期日(課税年度の1月1日現在)において、「みなし大企業※」ではないか(みなし大企業は特例の対象外)。※みなし大企業…同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総額または総数の2分の1以上を所有されている法人、または、2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人)に発行済株式または出資の総額または総数の3分の2以上を所有されている法人	√				
生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備等か。また、設備等(最低取得価格/販売開始時期)の種類は次のとおりか。機械装置(160万円以上/10年以内)、測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)、器具偏品(30万円以上/6年以内)、建物付属設備(家屋と一体として評価されるものは除く)(60万円以上/14年以内)、ソフトウェア(-/5年以内)、 構築物(120万円以上/14年以内)					
(建物がある場合) 取得価格の合計額が 300 万円以上の上記の設備等とともに新築された、取得価格 120 万円以上の事業用家屋か。					

提出書類について

書類名・チェック項目	申請者 チェック	市 チェック		
変更に係る認定申請書				
住所、事業者の氏名又は名称、代表者名(法人の場合)を記載しているか。	√			
変更事項、変更事項の内容について記載してあるか。	✓			
変更後の先端設備等導入計画	√			
認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成しているか。変更・追記部分について、下線を引いているか。	✓			
事業者の氏名又は名称、代表者名(法人の場合)を記載しているか。	✓			
(ある場合のみ) 法人番号13桁を記載しているか。	✓			
(ある場合のみ) 資本金又は出資の額を記載しているか。	✓			
常時使用する従業員の数を記載しているか。	✓			
主たる業種を記載しているか。	✓			
計画時期は変更前の認定を受けた「先端設備等導入計画」を実施した期間を含めて、3年間、4年間又は5年間として定めているか。	✓			
現状認識について、① 自社の事業概要、② 自社の経営状況に係る目標について記載しているか。	✓			
事業の内容及び実施時期について、① 具体的な取組内容、②将来の展望について記載しているか。	√			
労働生産性が年平均3%以上向上する目標となっているか。計算式に基づいて計算しているか。	√			
先端設備等の種類及び導入時期について記載しているか。	✓			
設備名/型式等は、工業会等の証明書と一致しているか。	✓			
先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法について記載しているか。				
(資金調達方法が複数の場合)資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。	✓			
人員削減を目的とした取組ではないこと、公序良俗に反する取組ではないこと、反社会勢力との関係が認められるものではないこと。	√			
認定支援機関確認書				
計画期間が先端設備等導入計画に記載したものと一致しているか。	✓			
	√			
工業会等の証明書の写し ※原本は申請者が保管(固定資産税の特例の適用を受ける場合にも写しが必要)	√			
後日提出するか。 後日提出する場合は✓→ ※先端設備等導入計画の申請・認定前までに工業会等の証明書が取得出来なかった場合には、認定後から賦課期日(1月1日)までに「先端設備等に係る誓約書」と「工業会等の証明書」を追加提出することで、固定資産税の特例を受けることができます。				
(建物がある場合) 建築確認済証の写し				
(建物がある場合) 建物の見取り図の写し				
(建物がある場合) 建物とともに導入する先端設備の購入契約書の写し				
(リースの場合)リース契約見積書の写し ※申請者が納税する場合は不要				
(リースの場合)固定資産税軽減額計算書の写し ※申請者が納税する場合は不要				

【本計画の作成に当たって、認定経営革新等支援機関の支援を受けた場合は、その名称等を記載してください。】

	□相模原市産業振興	財団□さがみはら産業創造センタ	ター □商工	会議所	□商工会	□金	融機関	「その他(税理士事務所)	
	認定経営革新等		++-				担当者	00	
支援機関の名称	○○税理士事務所	支店名 ※支店がある 場合に記載			連絡先 (TEL)	042-xxx-xxxx			

【連絡先を記載してください。】

事業者名	株式会社〇〇製作所				
住所	〒252-0000 相模原市○区○○1丁目-2-3				
本件担当者名	00	担当者メールアドレス	xxx@~.co.jp		
電話番号 042-xxx-xxxx		FAX番号	042-xxx-xxxx		

先端設備等に係る事業の実施状況について

当初計画のとおり△年△月にNC旋盤と三次元測定器を導入し、高精度な加工が可能になったことに加え、生産期間が短縮したことにより、これまで対応することができなかった量の受注を受けられるようになったほか、新規取引先の開拓も可能となり、売上高が大幅に増加している。 近年では原材料価格が上昇してきているが、それを上回る売上高の伸びにより営業利益が増加

近年では原材料価格が上昇してきているが、それを上回る売上高の伸びにより営業利益が増加 し、労働生産性の向上の目標を達成できる見込みである。

今後も取引先からの好調な受注が見込まれることから、さらに \triangle を導入して増産対応を行う予定である。

以上